

格付指定型一般競争入札の公告

下記のとおり、格付指定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第15条の規定に基づき、公告する。

令和2年4月17日

鶴岡市長 皆川 治

- 1 工事名 鶴岡市消防署藤島分署改築工事
- 2 工事場所 鶴岡市藤島字笹花51番1ほか
- 3 入札方法 コロナウイルス感染拡大防止の為、本入札は郵便入札とします。
実施方法、手続き等につきましては、当市のホームページ「鶴岡市郵便入札実施要領」及び「郵便入札手順」をご覧ください。（「鶴岡市郵便入札実施要領」で検索してください。）

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/yuubinnyusatsu.html>

- 4 開札日時 令和2年 5月14日（木）午前9時00分
- 5 開札会場 鶴岡市役所 別棟2号館 21・22号会議室
- 6 入札書到達期限 令和2年 5月13日（水）【必着】
- 7 予定価格 193,000,000円（税抜き）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札参加資格

①	工 種	建築一式工事
②	格 付	A
③	市内本店・営業所要件	市内に本店を有すること。
④	技術者要件	_____
⑤	工 事 実 績	_____
⑥	その他	_____

- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 請負代金額の10分の1相当額
- 11 現場説明会 現場説明会は行いませんので、別紙のとおり本工事設計書を閲覧に供します。
- 12 監理（主任）技術者・施工体制台帳

建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。

また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するための「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。

国土交通省ホームページ内「監理技術者制度運用マニュアル」

(<http://www.mlit.go.jp/common/001156108.pdf>)

※「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。

(<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/280601sitauekeyouryou.html>)

- 13 現場代理人 詳細は市のホームページ「入札情報」に掲載している「(お知らせ) 建設工事における現場代理人の兼務可能要件について」を参照ください。

(<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/291225genbadairinink.html>)

- 14 設計図書閲覧 閲覧 鶴岡市役所 3 階契約管財課及び鶴岡市ホームページ
及び期間 期間 入札日の前日まで

※図面等の貸し出しは事前に電話等でご連絡ください。なお、案件によっては電子データとして全てを鶴岡市ホームページに掲載している場合もございます。

- 15 工期 着工 令和 2 年 7 月 1 日 (水) から
竣工 令和 3 年 6 月 30 日 (水) まで

- 16 質疑応答 設計書に疑義があるときは、文書で受付します。

① 質問受付日 令和 2 年 5 月 7 日 (木) 午前 10 時まで

② 回 答 令和 2 年 5 月 8 日 (金) 午後 4 時から

- 17 入札参加者の確認

令和 2 年 5 月 12 日 (火) までに格付指定型一般競争入札参加資格確認申請書 2 部を、鶴岡市役所 3 階契約管財課又は地域庁舎総務企画課に持参してください (郵送可。ただし、必ず入札書とは別に送付してください。期限まで必着。)。1 部受付印を押印し返却します。

- 18 暴力団排除 参加しようとする者は鶴岡市建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 6 号の規定に該当しない者であることが条件となります。

- 19 入札結果等 入札経過及び結果につきましては、市のホームページで公表します。

- 20 議会の議決要件及び契約締結

この工事請負の契約締結については、鶴岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 17 年鶴岡市条例第 63 号) 第 2 条の規定により市議会の議決に付さなければならないものであり、市議会の議決を得た後に本契約を締結します。ただし、市議会の議決を得るまでに、鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、既に仮契約を締結しているときは、仮契約を解除します。なお、落札決定を取り消した場合、仮契約を解除した場合、及び市議会の議決に至らない場合、いずれの場合においても、鶴岡市は一切の損害賠償の責を負いません。契約締結に関する詳細については「入札条件 14」を参照してください。

- 21 その他

①「入札条件」、「鶴岡市入札要綱」、「鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱」をご覧ください。鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱第 10 条により、入札を中止する場合があります。

②入札の際は第 1 回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代表者名を記入し押印のうえ提出すること (金抜き設計書の項目で単価明細は不要です)。提出が無い場合は入札に参加することが出来ません。

③本工事は、鶴岡市変動型最低制限価格制度の対象となります。落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者といたします。

最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格となり

ます。

詳細は市のホームページ「鶴岡市変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照ください。

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/301227henndougata.html>

- ④建設業法の適用を受ける公共工事の元請になるには、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「結果通知書」という。）が必要です。経営事項審査の申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければ入札参加申請及び入札に参加することが出来ません。入札参加申請受付の際に契約締結日以降まで有効な結果通知書の確認を行いますので、入札参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を行ってください。別紙としての添付も可能です。
- ⑤請負代金額が130万円を超える工事については前払金を請求することができます。また、請負代金が1,000万円以上で要件を満たした工事については中間前払金を請求することができます。

（鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第3項）

22 問い合わせ先及び入札書送付先

鶴岡市役所 総務部 契約管財課 契約検査係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話25-2111 内線349